

ClassNK PSC Bulletin

Date: 19 January, 2016
No: NK-PSC-05
Attachment No / Yes: — page(s)

Title:

機関区域を貫通する非常用消火ポンプの吸排水管の保全性について

Typical finding (outline of comment) by PSC:

機関区域を貫通する非常用消火ポンプの吸排水管が A-60 級防熱材にて保護されていない
【対象船】 1984 年 9 月 1 日以降及び 2002 年 7 月 1 日以前の起工の船舶であって、非常用消火ポンプの吸排水管が機関区域を貫通する場合

Port State Country: China Port: All ports in China

Action taken by PSC: Detention / Rectify before Departure / Others

Description:

中国のほぼ全ての港における PSC 検査において、機関区域を貫通する非常用消火ポンプの吸排水管が A-60 級防熱材にて保護されていない事を指摘される事例が報告されております。

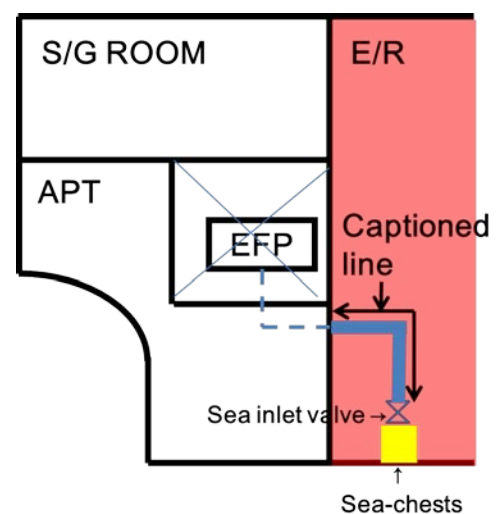
ここで、1984 年 9 月 1 日以降及び 2002 年 7 月 1 日以前の起工の船には、81SOLAS から規定されている下記 SOLAS II-2/4.6.3 の規則が適用となります。

「…例外的に、機関区域外部に配管することが不可能な場合、堅固な鋼製ケーシングにより消火主管を閉囲することにより、消火主管の保全性が保持されるならば、主管庁は、機関区域を貫通する非常用消火ポンプの吸排水管の短管を許可し得る。」

弊会としては、“堅固な鋼製ケーシング”に関する具体的な板厚や配置について、SOLAS 上明記されていないこともあり、保全性の同等性を考慮し、当該鋼製ケーシングの代わりとして、板厚 11mm 以上若しくは Sch160 の配管を施すことで、条約上同等であると認めておりました。

一方で、中国の PSC により指摘を受けた際には、その旨を繰り返し説明するものの受け入れられず、中国 PSC 独自の判断により、鋼製ケーシングと同等の措置として、A-60 級防熱が要求されているのが実情であります。

従いまして、PSC との無用なトラブルを避けるとの観点から、中国に入港する船舶で、1984 年 9 月 1 日以降及び 2002 年 7 月 1 日以前の起工の船舶においては、機関区域を貫通する非常用消火ポンプの吸排水管を A-60 級防熱材にて保護する事を推奨します。



Explanatory Diagram

以上